

自由金利型定期預金規定（自動継続）<通帳制>（新旧対照表）

現行	改定案
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行(りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行を除きます。以下同じ。)を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</p>
<p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>	<p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
(2025年1月6日現在)	(2026年4月1日現在)